

UNFCCC JI ワークショップ (JI Technical Workshop)
参加報告

財団法人地球環境センター (GEC)
社団法人海外環境協力センター (OECC)

日 時 : 2006 年 3 月 9 日～10 日
場 所 : ヒルトンホテル (ドイツ・ボン)
参加者 : 各国政府、国際機関、NGO 等から約 90 名
(詳細は[UNFCCC作成の参加者リスト](#)参照)
主 催 : 国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 事務局

アジェンダ :

セッション 1 : 共同実施 (JI) の概要

■ 山崎元資氏 (UNFCCC 事務局) 「気候変動枠組条約体制下における JI」

- ・ 背景 : COP7 で合意した JI ガイドライン (マラケシュ合意の一部) を COP/MOP1 において決定 9/CMP.1 として採択し、JI 監督委員会 (JISC) を設立した。2000 年時点で開始したプロジェクトも、JI ガイドラインの要件に合致していれば JI プロジェクトとして認められる。ただし、排出削減単位 (ERU) のクレジット期間は、2008 年以降のみ。また、AAU の 2.5% を上限として ERU を担保できる (bankable)。LULUCF は、JI の場合は、新規植林・再植林 (A/R) プロジェクトに限定されない。認定独立組織 (AIE) は、第三者による検証 (verification) を実施する機関である。
- ・ 参加資格要件 : 第 1トラックと第 2トラックの資格要件の比較
- ・ 排出量取引に近い第 1トラックと CDM に近い第 2トラックの比較
- ・ ホスト国の役割 : 参加資格要件を満たしたホスト締約国は、プロジェクトの承認を行う指定担当部局 (Designated Focal Point) を設置し、承認・モニタリング・検証のための国別ガイドラインを策定する。
- ・ JISC の役割 : 独立組織を認定し、認定独立組織 (AIE) による決定に対する審理 (review) を要請できる。
- ・ AIE の役割 : JI プロジェクトの適格性と排出削減量を決定する。
- ・ COP/MOP1 の成果 : ①決定 9/CMP.1 を採択
②JISC の設立
③決定 10/CMP.1 (京都議定書第 6 条の実施) を採択
- ・ JISC の 2006 年作業計画 : JISC の手続規則 (Rules of Procedure) と PDD 様式は COP/MOP2 で採択に付される。作業計画は、[JISC1 会合レポート Annex 3](#) を参照。
- ・ JI のクレジット : ホスト締約国の AAU 又は RMU をプロジェクトによる削減量に基づいて ERU に転換 (conversion) することを「発行 (Issuance)」とする。ERU を投資締約国又は事業者に移転し、Annex B 締約国の遵守に活用される。新規に発行される CDM のクレジット (CER) とは性質が本質的に異なることに留意が必要。

■ Andrew Howard 氏 (UNFCCC 事務局) 「参加資格要件について」

- ・ 参加資格要件は、京都議定書の遵守確保、JI プロジェクトのクレジット発行、及び潜在的な炭素市場の整合性を確保するために、設定されている。
- ・ JI の参加資格要件：JI プロジェクトの開発・実施には必要ではなく、ERU の発行・移転・取得にのみ関係している。
 - ① 参加資格要件を満たしていない → ERU の発行及び移転不可能
 - ② 第 2 トラック（参加資格要件を部分的に満たしている）→ ERU の発行及び移転可能。ただし、JISC によるプロジェクトと排出削減量の監督（実際には AIE による決定・検証）が必要となる。
 - ③ 第 1 トラック（参加資格要件をすべて満たしている）→ ERU の発行、移転及び取得が可能。締約国は独自の手続に則ってプロジェクト及び削減量の検証を行なうことができる。
- ・ 参加資格要件の査定プロセス：
 - ① 国際取引ログ (ITL) が全ての国別登録簿との接続を完了する。
 - ② ITL によるチェック：(i) ホスト国がクレジットへの転換を行なっている（＝発行している）か；(ii) ホスト国が第 1 トラック又は第 2 トラックの要件を満たしているか；(iii) 取得（投資）締約国が排出量取引/JI 第 1 トラックの要件を満たしているか
 - * ITL は、第 2 トラックに対して、約束期間リザーブ (CPR) とは関係なく ERU の移転を認める
 - ③ 附属書 B 締約国が提出した第 1 次国別報告（イニシャルレポート）の審査に付される (Initial Review Process)：各国のイニシャルレポートは 2006 年後半に提出される見込みである。
 - ④ 遵守委員会執行部による参加資格の決定：イニシャルレポート提出後 16 ヶ月を経て、執行部から参加資格要件を満たしていないとの問題提起がなされない場合には、自動的に参加資格を有するものと認められる。
 - ⑤ 参加資格を維持するために、締約国は下記の要件を継続的に満たさなければならない。
 - －目録（インベントリ）及び割当量報告書を毎年提出すること
 - －毎年の目録内容審査に合格すること
 - ⑥ 上記の要件を満たしていない場合、遵守委員会執行部は参加資格を停止することができる。
- ・ 最低限求められる参加資格要件は、割当量の算定（削減量測定に関する国家システムと基準年排出目録の整備が必要）、及び国別登録簿の整備である。締約国は、2007 年末か 2008 年始めまでには要件を満たしておく必要がある。
- ・ JISC による検証により、JI プロジェクトの国際的信用を確保することとなり、それは両トラックに対する信用の確保を意味する。

- ITL と国別登録簿（レジストリ）の接続は、2007 年 4 月を予定している。
- 約束期間リザーブ (CPR) について、JI 第 2 トラックから生じた ERU の移転は、CPR による制限が適用されない。繰り越し制限については、CDM と同様に割当量の 2.5% までしか繰り越すことができない。

セッション2： JI 監督委員会 (JISC)

■ Daniela Stoycheva 氏 (JISC 議長) 「COP/MOP1 から COP/MOP2 までの JISC」

- ・ COP/MOP1 以降の進展：決定 9/CMP.1 (JI ガイドライン) 及び決定 10/CMP.1 (モニタリングオール決定) の採択と JISC の設立をうけて、JISC 会合を開催し、その作業計画を合意した。JISC での議論における透明性・効率性を確保することを目指し、CDM 理事会との連携とパブリックコメントを活用する。
- ・ JISC の任務：
 - ① 第2トラックの JI プロジェクトから発生する ERU の検証の監督/AIE が決定を下した PDD 及び ERU の審理
 - ② JI プロジェクト設計書 (PDD) 様式の作成/利用者用ガイドラインの策定
 - ③ ベースライン設定及びモニタリングの基準の策定
 - ④ IE の認定/AIE 認定の基準と手続の策定
- ・ JISC の作業計画：作業計画は、[JISC1 会合レポートAnnex 3](#)を参照。
- ・ 論点：早期開始 (Early Movers) プロジェクト/小規模プロジェクト及び LULUCF プロジェクト/JISC の財源確保/第1トラックと第2トラックの相違点

■ Shailendra Kumar Joshi 氏 (JISC 副議長) 「JISC の作業成果・作業状況」

- ・ 第1回会合の成果：手続規則案及び JI-PDD 様式案の採択、2006 年の作業計画
- ・ 第2回会合の議題：
 - ① JI-PDD 利用者用ガイドライン案の審議
 - ② 検証手続関連文書の公表手続案の審議
 - ③ 審理手続案の審議
 - ④ IE の認定手続案の審議
 - ⑤ IE 認定のための制度に関する審議
 - ⑥ 管理計画 (JI-MAP) (2006~07 年) の概要案の審議
- ・ Early Movers の扱い：
 - 新規に策定される PDD 様式に適応させなければならないか？
 - コメントを受け付けるために PDD を 30 日間公表しなければならないか？
 - PDD に関する決定について 45 日間の審査要請期間を設けるか？
 - プロジェクトが Early Movers に該当するかを JISC が判断するためのルールは？

- CDM と同様に、PDD の決定及び ERU の検証に関する審理 (review) の基準を策定する必要がある。
- IE の認定のために JI 独自の認定パネルと専門家名簿 (ロスター) を創設した理由は、CDM 理事会と JISC の両方が効率的な任務を果たすために、JISC2 において IE 認定のための制度について検討した結果、CDM の認定パネルとは独立したものを新たに立ち上げることが望ましいと判断したため。
- JISC は方法論に関する検討をまだ行っておらず、JI プロジェクトにどのような方法論が適しているか JISC 委員間等で非公式に意見交換を行っているところである。CDM とは異なり、JI では AIE が方法論の判断を行い、JISC 自体は方法論パネルの創設は予定していない。

- JISCの財政状況は厳しい状態であるが、現在のところCDMのような課金システムの検討は始めていない。ただし、IEの認定の課金についてはIEの認定手続案で定めており、そこで徴収されたものを認定パネル等の活動資金として充てる。
- Early Moversの扱いについて、JISCは現時点ではPDD及びその利用者ガイドライン案に盛り込んでおらず、パブリックコメントを待っている状態である。

セッション3： CDMからの教訓

■ Xuedu Lu氏（CDM理事会 理事（前副議長））「CDM理事会（EB）の経験とJIに対する教訓」

- ・ CDMの現状：登録申請件数・登録件数の推移は、増加傾向にある。また、2006年3月8日現在54件の方法論（小規模19件／大規模25件／統合方法論9件／A/R1件）が承認され、有効化審査実施の指定（認定）を受けた指定運営組織（DOE）は13機関にのぼっている。
- ・ CDM EBがこれまで蓄積した経験・教訓をJISCにインプット
 - 運営手続：委員会の手続規則や意思決定プロセスは類似
 - 認定：CDMの独立組織の認定プロセス等に類似
 - 方法論：排出削減発生概念が類似
 - 外部専門家の活用→パネルやワーキンググループの創設
 - DOE及びDNAとの緊密な連携：フォーラムの開催
 - 実際の経験及び知識に基づいて決定を修正し、より実務に即したものとする。
 - 長期に安定した財政基盤を確保するために、SOP（Share Of Proceeds：収益分担金）のようなメカニズムを設けることが重要である。
- ・ 経験・教訓を共有し、問題の解決方法を模索することの意義→CDM EBとJISCの合同会合の開催を提案。

- CDM EBがこれまで蓄積してきた経験を活用してJISCの手続・制度を構築できるので、迅速に進めることができる。CDMの専門家を活用することは効率的であるが、CDM EBとの協議が不可欠である。
- 2006年5月の補助機関会合（SB）は、CDM EBとJISCとの合同会合の開催のいい機会である。
- JISCは現在IEの認定プロセスについて検討中であるが、そもそも認定パネル等が認定プロセスにおいて必要な費用がどれくらいになるのか、DOEや新規のIEに対してどれくらい課金をするのか等不明確なことが多いので、CDM EBの経験を活用することは有効である。
- PDDの決定とERU発行の決定に関する審理手続や審理申立時に必要となる様式等について、CDM EBが蓄積してきた経験・知見を十分に生かす必要がある。

セッション4： 今後の方向性

4-1. 認定

■ Georg Børsting 氏 (JISC 委員) 「独立組織 (IE) の認定に関する JISC の作業状況」

- ・ AIE の主な役割は、①PDD の決定 (validation) と②排出削減量の決定 (verification) である。①の決定を経てプロジェクトはJI プロジェクトとして正式に認められ、②の決定を経て ERU が発行されることとなる。
- ・ JI ガイドライン及びモニトリオール決定に従って、JISC は IE 認定の基準及び手続を策定しなければならない。また、IE 認定のための制度 (組織) を設立するか否かを検討する必要がある。
- ・ JI における認定の CDM との差異：
 - ① JI ガイドライン及び IE 認定基準に合致
 - ② IE の機能と求められる要件
 - ③ COP/MOP による IE の指名 (認定) は不要
- ・ AIE として暫定的に役割を果たすことができる DOE の扱いをどうすべきか？
- ・ JI 独自の認定パネル (AP : Accreditation Panel) 及び評価チーム (AT : Assessment Team) を創設し、IE 認定制度を設立することを決定した。
- ・ IE に対する認定は、専門部門 (Sectoral Scope) に対して与えられ、validation と verification それぞれに対して認定を与える (phasing) 方向で、JISC で議論が進められている。
- ・ その他 IE 認定手続の詳細については現在審議を進めているところである。

DOE の見解

■ Einar Telnes 氏 (Det Norske Veritas (DNV)) 「DNV の経験と見解」

- ・ DOE の認定 : CDM の DOE は、その蓄積してきた経験・知見を生かすことができる。CDM との違いは、JI のホスト国に関する知見、ベースライン方法論に関する知識・能力、及び JI のメカニズムに関する知識・理解が必要であることであるが、それほど大きな障害とはならない。
- ・ DOE ではない組織の認定 : 簡易な手続ではなく、CDM の DOE の認定手続と同等のすべての手続を経る必要がある。ただし、CDM の DOE 認定手続に加えて、JI ベースライン方法論・JI ホスト国が求める要件・JI 全体の理解が必要となる。
- ・ 仮決定 (preliminary determination) : 2006 年 1 月 17 日現在、97 件 (UNEP Risøe による)。早期開始プロジェクトがデメリットを被るのではなく、メリットを享受できるようにすべき。政府が関与している JI プロジェクトを適用除外にする。

■ Michael Rumberg 氏 (TÜV Süd) 「JI の下での認定 : DOE による経験と期待」

- ・ CDM の DOE の認定プロセスにおける問題点：
 - ① 現地調査 (on-site assessment) — 言語の問題、CDM/JI のノウハウの不足、高額な準備費用
 - ② 立会審査 (witnessing) — 手続進捗の遅滞、専門家の知識欠如、不統一な審査の範囲・目的、非常に高額な費用 → JI では不要
- ・ JI の動向予測 : ロシアとウクライナ、エネルギー分野に期待大

■ 渡邊 格氏（日本品質保証機構（JQA））「IE 認定に対する意見」

- ・ CDM の DOE と JI の AIE の認定にかかる相違点は、専門部門（sectoral scope）の取り扱いにあるように見受けられる。専門部門に対する認定は、専門性や具体的な要件の設定などに有意義である。
- ・ JI の IE 認定にかかる phasing（validation と verification を区別）はしない方が望ましい。
- ・ DOE に対しては、fast track（迅速且つ簡単な手続のみ）で AIE と認定されるようにすべき。
- ・ 各国のガイドライン・手続について、JISC から何らかのガイダンスを出す。
- ・ PDD の記述に際して、プロジェクトの分野（sector）を記す必要がある。

- IE の認定には、phasing（validation＝PDD の決定と verification＝ERU の決定の区別）は必要ないとする意見が、DOE からあらためて出された。
- DOE の認定プロセスについて、特に議論が集中した。
- DOE からは、DOE 対象の IE 認定手続と非 DOE（新規）対象の手続は区別すべきであるとの意見が大勢を占めた。特に DOE を対象とする IE 認定手続を、迅速簡易なものとすることを支持する声が大きかった。→ JISC メンバーからは、今回の JISC2 を含め、今後 DOE の IE 認定について、このワークショップでの DOE の意見を踏まえた上で、更なる検討を行うことになると述べられた。
- DOE の認定について、CDM における活動の実績を鑑み、また既に始まっている JI プロジェクトの決定に係る活動を実施しており、費用及び時間的制約を考えると、立会審査を省略することが妥当であるとの DOE からの意見が述べられた。費用と時間をかけて立会審査をしなくても、審理（review）要請による再チェックの機会があるので、立会審査の省略による危険性を低減することが可能であるとするのがその理由である。
- DOE による pre-determination を受けた Early Mover プロジェクトは、有効なものとするべきとの意見も出された。

4-2. ベースライン設定とモニタリングの基準

■ Olle Björk 氏（JISC 委員）「ベースライン設定とモニタリングの基準に関する JISC の作業状況」

- ・ JISC2 前にパブリックインプットを受付け、8 件を受領した。それを基に JISC2 で審議する。その後、JISC4 でガイダンスを採択予定。
- ・ 8 件のパブリックインプット
 - 共通ベースライン・分野別（sectoral）ベースラインの開発と簡易な手続の開発
 - CDM の承認済みベースライン・モニタリング方法論の適用条件の拡大
 - Early Movers に対して長時間かかるようなプロセスを課すべきではない
 - モニタリングの最低限レベルに関する明確なガイダンスが必要
 - 簡易なモニタリング計画を認める
 - モニタリング計画の改善後の再決定（re-determination）に関するガイダンスが必要
- ・ ベースラインは、提案するプロジェクトがなかった場合に排出されていたであろう温室効果ガス排出量を合理的に表すシナリオのことである。

- ・ CDM 理事会で承認された方法論を援用することが可能であり、実際に JI プロジェクトを実施しているプロジェクト参加者は既存の CDM 方法論を使っている。
- ・ CDM と JI のベースライン設定及びモニタリング等の比較
 - 類似点：ベースライン設定、モニタリング、及び追加性の基準に合致する必要がある
 - 相違点：JI では方法論の開発が要件ではない
共通ベースラインの開発が、JI では柔軟に行える
JI のベースライン設定においては、ホスト国が大きな役割を担う
- ・ JI におけるベースラインには、特定のプロジェクトのためのベースラインと分野毎のベースラインの 2 種類が考えられる。
- ・ 第 2 トラックのプロジェクトにおける追加性の証明について、①JISC が CDM のような追加性証明ツールを策定する、②JISC がホスト国の提示する何らかの追加性証明テストを活用する、③技術によって異なる追加性を認める、という 3 つのアプローチが想定される。

■ Zsolt Lengyel 氏 (SenterNovem) 「ERUPT プログラムにおける方法論の問題の取り扱い」

- ・ JI の先駆者の障害：
 - ① ルールの無い中で JI プロジェクトを実施(将来策定されるであろうルールを想定し、CDM のルールに従って、慎重且つ厳格に進める)
 - ② Learning by doing (運用ガイドラインを定期的に修正)
 - ③ 知見の普及が困難 (新たな概念であること、及び EU 加盟のような優先度の高いものと競合すること)
- ・ 障害の克服：ERUPT 運用ガイドラインが、プロジェクト開発者に対してベースライン設定とプロジェクト後のモニタリングに関する段階的なガイダンスを与えている。ガイドラインには、CDM の PDD に関する基本事項も含んでいる。下記について規定している。
 - ① ERU の総量の予測やモニタリング計画を伴うベースライン研究の実施方法
 - ② 関係者(ステークホルダー)のコメントの機会の確保方法
 - ③ 地方における規制で必須とされているプロジェクトの環境影響評価の分析方法
 公的調達制度である ERUPT のルールやガイダンスについて定期的に見直しを行うとともに、排出削減量購入契約 (ERPA) 締結前にプロジェクト文書の審査を別途実施し、京都議定書上のルールの遵守を確保する。
- ・ ベースライン・モニタリングに関する教訓を踏まえた事例の検討
 - ー CEF (平均排出係数)
 - 電力分野における共通ベースライン (又は共通ベンチマーク) の開発のために、固定・変動費用分析を行う。
 - ー ベースラインの拡張
 - 標準グリッド炭素排出係数及び国別グリッド炭素排出係数を用いたベースラインの拡張 (特にクレジット遡及効果を認める場合) には、利用技術に関する知見と PDD の改訂が必要。
 - ー プロジェクト・バウンダリー及び間接的排出量のモニタリング
 - 間接的排出量も計算に含めなければならないので、間接的排出量報告を含むモニタリング計画の一貫性を保つことが必要。

ークレジット期間開始までの継続的なモニタリング計画の更新

プロジェクトの開発時点（有効化審査時点）においては、モニタリング手法の詳細な説明は難しいので、JISC はモニタリング計画の改定による再決定（re-determination）に関する規定について詳述することが必要。

- ・ JI ガイドライン Appendix B の段落 2 に定められたベースライン設定の基準
 - ① プロジェクト特定型の排出係数、及び複数プロジェクトに共通の排出係数を用いたベースラインを設定する
 - ERUPT ガイドラインでは、プロジェクト毎の排出係数についてバウンダリー外の要素をどのように調査するか詳述
 - ② 選択した手法、想定条件、方法、パラメーター、データ情報源等に関して、透明性を確保して、ベースラインを設定する
 - CDM の PDD と同様に透明性のある方法で、繰り返し基礎的な計算を行うことで正当化するよう規定
 - ③ 分野別の改善イニシアティブ、現地の燃料の利用可能性、電力部門の拡大計画、プロジェクト分野における経済状況など、関連する国内・分野別の政策や状況を勘案してベースラインを設定する
 - ERUPT ガイドラインにこれらの要素について規定
 - ④ プロジェクト活動外での活動レベルの低下又は不可抗力によって、ERU を獲得することが出来ないようにベースラインを設定する
 - ベースラインシナリオは、温室効果ガス排出係数にプロジェクトの年間活動レベルをかけて算出する。

■ Bettina Wittneben 氏（ヴッパータール気候環境エネルギー研究所）「ベースライン設定及びモニタリング：その分野別アプローチ」

- ・ 分野別 CDM：1 つの PDD で複数のプロジェクト活動を実施するもので、類似した条件のプロジェクトサイトで適用可能。民間部門のイニシアティブを集約。
- ・ 分野は、エネルギー／都市又は地域からの排出／非 CO2 ガスの排出／交通
- ・ JI プロジェクトの課題：計画段階で関与する主体及びプロジェクト実施主体が曖昧、環境十全性の確保とモニタリングの能力、承認プロセス
- ・ JI プロジェクトの例：廃棄物埋立処分場ガス（LFG）（スロバキア 8 件、ハンガリー 3 件、ルーマニア 4 件、投資国オランダ）、小規模水力（ポーランド 3 件、投資国カナダ）、地域暖房（ルーマニア 2 件、投資国スウェーデン）、バイオマス（ルーマニア 5 件、投資国デンマーク）

- CDM の承認方法論の活用は認められているが、PDD の該当箇所にはどの承認方法論を適用するか、そしてどのように調整するかということを明記する必要がある。
- DOE からの参加者から、モニタリングの要件は簡素化する必要があるとの意見が述べられた。

4-3. 小規模プロジェクト

■ Fatou Ndeye Gaye 氏、Evgeny Sokolov 氏（ともに JISC 委員）「小規模 JI プロジェクトに関する JISC の作業状況」

- ・ 小規模 JI プロジェクト：モントリオール決定の段落 2 で言及。JI ガイドラインには言及なし。
- ・ なぜ小規模プロジェクトなのか？：大規模プロジェクトを計画・実施するためには、高い取引費用（transaction cost）、投資障壁、技術障壁、制度・管理面等における能力不足、小国が排除されること、不安定な財政基盤、といった複数の障害を克服しなければならないため。
- ・ 小規模プロジェクトのメリット：
 - ① 簡易な手続を適用できること
 - ② 小国が少ないクレジットを獲得できる→小国に参加の機会が提供される
- ・ JISC の作業予定：小規模プロジェクトにかかる規定を JISC3 で審議し、JISC4 で採択予定。小規模プロジェクト用の PDD についてはその必要性も含めて、JISC2 後の PDD 案に対するパブリック・コメントとともに受け付け、JISC3 及び JISC4 で審議し、必要な場合には JISC5 で小規模用 PDD 案を採択する予定である。
- ・ CDM の経験の活用：モントリオール決定の段落 4 において、CDM の小規模プロジェクト用簡易方法論や PDD を適用可能であるとしている。

■ Jonannes Heister 氏（世界銀行）「小規模プロジェクトの実践的経験：問題点と提案」

- ・ 小規模 CDM プロジェクトの利点：低い取引費用（transaction cost）、短期間でのプロジェクト開発、早期のクレジットの移転、環境影響評価の簡素化、簡易なベースラインの設定と追加性テスト等
- ・ 小規模 CDM プロジェクトの経験：予想されたよりも小規模プロジェクト数が少なく、特に省エネプロジェクト（タイプ 2）は殆ど無い。当初期待されたプロジェクトの地理的配分の是正効果は得られなかった。簡素化されたルールが適用されたが、結果として取引費用の削減にも迅速なプロジェクト計画・実施にもつなげていない。
 - 理由
 - －必要なデータが未整備
 - －追加性の概念の理解不足
 - －地理的にも時間的にもプロジェクトをバンドリングすることが困難
 - －プロジェクトの現状と方法論のミスマッチ
- ・ 小規模 JI プロジェクト：小規模の省エネプロジェクトのポテンシャルが大きい。
 - - －手続やベースライン設定等のルールの簡素化
 - －追加性の証明は一般慣行分析のみでよしとする
 - －ベースラインは、ビジネス・アズ・ユー・ジュアラル（BAU）シナリオ及び平均排出量に基づいてあらかじめ定義しておくべき
 - －プロジェクトのバンドリングを容易にできるようなルールを策定
 - －リーケージはほぼ考慮する必要がない

■ Paul Soffe 氏 (EcoSecurities) 「小規模プロジェクトに関する CDM からの教訓」

- ・ 小規模プロジェクト成功の秘訣：コストを最小限に抑え、あらゆる文書を統一することで簡素化を図り、時間も予算も限られている小規模プロジェクト開発者が迅速に手続を進め、金銭的付加価値を付けることが必要となる。
- ・ 買い手にとっての利点：これまでの小規模 CDM プロジェクトの経験から、小規模プロジェクトは持続可能な発展に大きく貢献する。また、取引費用 (transaction cost) の削減及び効率性の向上 (プロジェクトの質の確保) という利点がある。
- ・ ケーススタディ：CDM 小規模プロジェクトの事例を紹介
- ・ 教訓：プロジェクトの数を確保するという点で、プロジェクトのバンドリングは有効である。しかし、モニタリング・検証・発行の段階でどのような問題に直面するか不明確であり、また CER の価格の動向や、ホスト国承認に長期間を要するといった問題点がある。
- ・ 結論：小規模プロジェクトのシステムは、取引費用を削減するために、可能な限り簡易なものとする必要があり、可能な限り早く JI プロジェクトサイクルを明確にすべきである。わざわざ一からやり直すようなことがないように、CDM の経験・知見を活かして、小規模 CDM プロジェクトのベースライン方法論や追加性証明ツールを活用する。

- 小規模 JI プロジェクトに関する手続について、2006 年末までに JISC 内で審議を終え、決定する予定である。
- JI ホスト国におけるエネルギー効率向上プロジェクトは、ポテンシャルが大きいといえる。

4-4. LULUCF

■ Vlad Trusca 氏 (JISC 委員) 「ルーマニアにおける新規植林 JI プロジェクト-LULUCF プロジェクトのアプローチ」

- ・ ルーマニア国内の新規植林 JI プロジェクトの事例紹介

■ Timothy Pearson 氏 (Winrock International) 「CDM における LULUCF プロジェクト」

- ・ CDM の経験：AR 方法論は承認されたものは 1 件のみ。2 件の PDD が有効化審査のために提出されている。A/R CDM プロジェクトの進行が遅いのは資金・人材不足の影響が大きい。
- ・ JI においては、森林保全及び森林管理を含め、CDM よりも広範なプロジェクトのポテンシャルが想定されている。
- ・ LULUCF プロジェクトの進展には、能力開発 (capacity building) の必要があり、LULUCF プロジェクトに関して JISC 内に特定の専門家グループを設置し、LULUCF に特化した協議を行なう環境を整備する必要がある。

■ Zoltán Somogyi 氏 (環境・持続可能性 EC 研究所) 「JI における LULUCF プロジェクトのポテンシャル」

- ・ LULUCF>AR：LULUCF は、新規植林 (afforestation)、再植林 (reforestation)、森林伐採 (deforestation)、再緑化 (revegetation)、農地管理 (cropland management)、放牧地管

理 (grazing land management)、森林管理 (forest management) を含む。(CDM では、そのうち新規植林と再植林のみが対象となることが、マラケシュ合意で決定されているため、他の活動は対象とならない。)

- ・ JI プロジェクトの事例：
 - ①ルーマニアの新規植林プロジェクト
 - ②ウクライナのチェルノブイリ再植林プロジェクト (PDD は未完)
- ・ ポテンシャルは限定的
- ・ 留意点：森林や LULUCF に特有の問題 (非永続性、保護地域との関係等) を考慮する必要がある。
- ・ JISC に対して、CDM での蓄積 (方法論を含む) を活用し、まずは A/R (植林・再植林) プロジェクトに焦点をあてて審議を進めるよう要請。

- JI において LULUCF プロジェクトは、非常に少ないといえる (現時点で 1 件のみ)。現在、通常の JI プロジェクト対象の PDD 様式についてパブリックコメントを受け付けており、同時に LULUCF プロジェクト用の PDD がどうかについても意見を求めているところである。LULUCF 独自の PDD 及び PDD 利用者ガイドラインが必要との意見が寄せられ、それについて審議して必要であると判断されれば、作成する予定である。
- CDM において A/R プロジェクトの承認方法論は 1 件のみで、方法論の審議の遅れが A/R プロジェクトの活発化を妨げているという懸念がある。JI プロジェクトの場合、CDM と異なり方法論が不要なので、方法論の承認プロセスの遅れとは関係なくプロジェクトの計画・開発を進めることができるだろう。

セッション 5： JI に関する準備作業

5-1. 早期開始プロジェクト (Early Mover プロジェクト) の概要と EU-ETS の影響

■ Jorund Buen 氏 (ポイントカーボン) 「JI の早期開始プロジェクト」

- ・ 本プレゼンテーションの情報源は、公的なものばかりでなく、様々な源から収集した。
- ・ JI-PDD には、2008 年以前の AAU の計算を含めるべき。
- ・ 不確実性には、過小評価に向かうものと、過大評価に向かうものがある。
- ・ JI 活動のプロジェクト数は 500 件 (2012 年までの削減量は 2.7 億 CO₂ 換算 t) 以上あるが、PDD は 189 件 (同 1.4 億 CO₂ 換算 t)、実施段階にあるのは 82 件 (同 6400 万 CO₂ 換算 t) である。
- ・ JI 活動に関して、プロジェクト数は近年急増している。これらはすべて早期開始プロジェクトである。
- ・ JI ホスト国としては、ルーマニアやブルガリアが先行していたが、ロシアとウクライナがその潜在性と共に急進している。
- ・ JI と EU 法制との関係は、EU-ETS 取引分野かそうでないかで、影響が異なってくるが、ERU 予測量を大幅に減少させる可能性はある。
- ・ 早期開始プロジェクトの大半は、すでに決定 (determination) (又は仮決定 (pre-determination)) を行っている。
- ・ クレジットの買い手は、各国政府や多国間組織である。
- ・ 投資国としてはオランダが抜き出ている。

- リスク修正は、30%として考慮している。これは EU ETS の連結指令など、詳細な研究の結果を反映している。
- ERU の価格は、リスクによって様々であろうと予定される。

5-2. 締約国の見解

■Jeanne-Marie Huddleson 氏（カナダ CDM&JI オフィス）

「JI に対するカナダの経験と見解」

- ・ カナダ CDM&JI オフィスは、カナダの CDM 指定国家機関及び JI 担当機関である。
 - カナダ企業への CDM・JI に関する情報・研修の提供
 - プロジェクト開発の資金・技術支援
 - ホスト国との協力を促進する MOU の締結
- ・ 東欧・ロシアにおけるプロジェクトに対するカナダ企業への資金援助
- ・ ロシアにおけるプロジェクトポートフォリオ開発の資金提供
- ・ MOU の締結：ポーランド、ウクライナ、ラトビアとはすでに締結済み。他の東欧諸国とは現在交渉中。
- ・ カナダの JI に対する見解：
 - JI 実施には大いなるチャンスがある
 - ホスト国のプロジェクト調査・承認の能力開発が必要である
 - JISC 創設が予想よりも遅れた
 - クレジット機関が第一約束期間の遵守の為には短すぎる
→プロジェクトの早急な立ち上げ・実施が必要
 - JISC は、EB と異なり、監督機能を強化すべき
 - JISC の監督機能とガイダンス提供機能のバランスが重要
独立組織の認定は、CDM の専門家を活用すると共に、CDM の DOE には fast track（迅速且つ簡易なプロセス）を適用すべき
 - JISC は小規模プロジェクトの分野を定義すべき
 - 小規模プロジェクトの手続は簡素化すべき
 - 審理の基準を明確に定義すべき
 - 早期開始プロジェクトの扱い：明確且つ早急なガイダンスの提供が必要
 - 早期開始プロジェクトは、PDD の再作成が必要か？PDD 決定をもう一度行わねばならないか？ファーストトラックの適用は？

■Milya Dimitrova 氏（ブルガリア環境水省）「ブルガリアにおける JI 準備作業」

- ・ ブルガリアの JI に対する政策は積極的で、すでに国内手続の策定に加え、7 つの MOU を締結し、13 プロジェクトを承認している。
- ・ ブルガリアでのプロジェクトから生まれる ERU の買い手はオランダ、オーストリア、デンマーク、及びポイントカーボンファンド（PCF）である。
- ・ 今後の活動としては、JI に関する協力体制の継続、適格性要件のクリアと JI 第 1 トラックへの移行を計画している。
- ・ EU-ETS は JI に対して二重カウント指令による制約となるが、EU-ETS の対象外（CO₂ 以外の GHG を含む）のプロジェクトには、JI としての可能性がある。
- ・ JISC の役割：独立組織（IE）の認定、ベースライン設定・モニタリングの基準の策定、「早期開始プロジェクト」に関する決定

- ・ 早期開始プロジェクト→PDD やベースライン・モニタリングなどの再審査が必要なのか？

■Morten Pedersen 氏（デンマーク環境保護庁気候変動課）「デンマークの見解」

- ・ デンマークは早期開始国である。
 - 2002年5月にデンマーク政府は1700万ユーロを拠出したのを皮切りに、2003年から毎年2700万ユーロをJI及びCDMに拠出している。
 - ホスト国の能力開発に対する追加資金援助も行う。
 - JI・CDMへの民間投資のために、市場創出が望ましい。
- ・ DanishCarbon.dk：デンマークのJI実施計画
 - 約500万tCO₂を8契約で獲得予定（うち4件は実施段階に移行している）。
 - 承認状（LoA）得られていない2契約：121万tCO₂
 - 20～25件のJIプロジェクトを開発中、PDDも作成済み又は作成途中。
 - 多数のプロジェクトが決定済み。
- ・ JIプロジェクトホスト国の観点
 - ホスト国は、投資の決定を行い、リスクを引き受ける
 - 柔軟性メカニズムが成功するとの信念を持つことが重要
 - 柔軟性メカニズムによる資金供与に対する信頼が良いプロジェクトの礎
 - ルール・手続は簡潔且つ安定的でなければ、信頼が醸成されない
- ・ JISCの作業に対する勧告：
 - 柔軟且つ効率的なルールの創設。
 - CDMの経験（ルールなど）の活用。
 - 「早期開始者」に対する公平な扱い。
 - IE認定手続の信頼性の確保（官僚的な手続としない）。
 - CDMのDOEに対するファーストトラック認定。
 - PDD決定とモニタリング報告の決定に対するIE認定を分離しない。

■Pavel Zamyslicky（チェコ環境省気候変動部）「チェコにおけるJI経験の蓄積」

- ・ チェコの登録JIプロジェクト：
 - 計88のプロジェクト（PIN）が登録
 - ポイントカーボンファンドと協定締結し、2002～2012年に50万CO₂換算t以上を移転（プロジェクトは、小規模水力16件、集中管理型暖房2件）
 - ERUPT入札には、15件のバイオマスボイラープロジェクト
 - LFG、小規模水力、バイオマス・バイオガスの分野で登録プロジェクトの大半を占める
- ・ 承認手続
 1. 環境省によるプロジェクト（PIN）登録
 2. 国家環境基金への登録→評価
 3. 環境省の作業グループでの検討→承認／非承認の提案
 4. 大臣による承認→承認状（LoA）の発行
- ・ 承認の基準
 - 優先分野（再生可能資源、省エネ、交通など；これに含まれない分野も可）
 - 評価には環境的事項と経済的事項が考慮される
 - 事案毎の評価・承認
- ・ JI第1トラック：希望はあるが、現時点では最優先事項ではない。
- ・ JISCへの提案

- JI に対する CDM 類似アプローチは回避すべき
- JI ホスト国は先進国であるので、プロジェクトの詳細な精緻性までは不必要
- ベースラインや手続など CDM の経験を最大限に、可能な限り簡素な形で活用すべき
- JI と CDM の縄張り争いのような政治的問題を回避すべき
- ・ 将来に向けた方向性
 - JI 第 1 トラックと国際排出量取引（グリーン投資スキーム（GIS））の違いは何か？
 - 完璧を求めすぎて、良さを殺さないように
 - チェコは JI と GIS（グリーン AAU 取引）の統合を計画している

■Alexandra Amerstorfer 氏（オーストリア JI/CDM プログラム）

「JI-締約国として及び買い手としての見解」

- ・ JI と CDM の比較
 - JI の長所：JI ホスト国内で欧州企業向けに市場が創設されている（追加的な経済利益あり）。第 1 トラックは CDM よりも簡易
 - JI の短所：新 EU 加盟諸国での JI の活用を制限するダブルカウンティング EU 指令（新加盟国の中で JI プロジェクトの承認を保留する国もある）
 - ↓
 - JI 短所の解決法：第 1 トラックの簡素化、第 2 トラックの確実性の確保、GIS の構築
- ・ JI 第 1 トラックと第 2 トラックの比較
 - 第 1 トラックの長所：柔軟性高い、取引費用低い、ベースラインの標準化、JISC のリスクがない
 - 第 1 トラックの短所：プロジェクトごとに適用される基準が異なる（ホスト国の判断に委ねられる）、ホスト国の承認状の効力はどの程度か不明
 - 第 2 トラックの長所：単一の基準が適用される、JI プロジェクトの国際的信頼度が高い、ERU が約束期間リザーブとして考慮されない、第 1 トラック手規格基準を喪失したホスト国はどうすればよいのか？
 - 第 2 トラックの短所：JISC 決定（独立組織の認定、ベースライン・モニタリング方法論の取扱など）に関する不確実性、ガイドラインの策定・採択に要する長い時間
- ・ 期待すること
 - 迅速且つ効率的な手続の実施
 - 独立組織の認定：DOE が IE として認定申請した場合は「簡易に」すべき。DOE の暫定受諾の場合、プロジェクトへの影響はどうなるのか？
 - 早期開始（Early Mover）プロジェクト
 - 早期開始プロジェクトの PDD を新たな JI-PDD に適合させる
 - 有効化審査（validation）は、認定を受けている DOE がした場合とそうでない場合には差を設けるべき
 - 時間枠及び費用についても考慮すべき
 - ベースライン設定
 - 小規模 JI プロジェクト：分野別ベースライン（簡易な手続）、GIS は代替策か？

➤ グリーン投資スキーム（GIS）と JI とどちらを重視するのか、あるいはどのような取り扱いをするのか、など、それぞれの使い方及び各国のアプローチについて、質問が

多く投げかけられた。オーストリアは GIS を優先的な投資システムと位置づけつつも、ソフト GIS を用いることはせず、ハード GIS のみを検討していると述べた。また、ブルガリアを代表して Daniela Stoycheva 氏（JISC 議長）からは、ブルガリアは GIS よりも JI の第 1 トラックを優先していることが述べられた。カナダは COP/MOP 以後に政権が交代し、GIS について明確な見解を出していない。

- モントリオール決定に述べられているように、CDM の DOE が JI の AIE として暫定的に活動できるという移行規定があるが、JISC ではどのような取り扱いを検討しているか、との質問に対して、Daniela Stoycheva 氏は現在 JISC でその移行期であることを、ルールにどのように反映するかを議論していることを述べた。
- Early Mover プロジェクトについても、JISC で検討し、取り扱いを決定する予定である。

5-3. 民間分野及び政府間機関の見解

■Ira Braginets 氏（ロシア国家炭素隔離財団（NCSF））

「ロシアのプロジェクト開発者の見解」

- ・ NCSF：2001 年 11 月設立。気候変動・京都議定書関連の政府・民間対象のコンサルティング業務。
- ・ ロシア国内の現状
 - 複数の連邦省庁が京都議定書の実施に携わっているが、指定担当機関及び JI 承認体制は確立していない。
 - 京都議定書の義務を、量的にも質的にも達成する必要がある。
 - ロシア経済開発通商省（MEDT）はすでに約 30 の JI プロジェクトを受諾している。
 - 京都議定書にかかる連邦法を 2006 年末までに準備するための作業グループが設立された。
 - 省エネ対策の進展により、GDP が増えても CO₂ 排出量が増えていない。
- ・ 国別登録簿：
 - 2006 年 2 月 20 日に、国別登録簿創設に関する政令が署名された（主担当は天然資源省（MNR））。
 - 国別登録簿の創設・稼働の制度手続を、2006 年 5 月 1 日までに MNR が開発・承認する。
- ・ 国別目録：
 - 2006 年 3 月 1 日、首相がロシア国内システムに関する政令に署名した（目録担当省庁は、Roshydromet（ロシア水文気象庁））。
 - 2006 年 6 月 1 日までに、Roshydromet は GHG 排出量の国家評価システムの制度手続を開発・承認する。（協働省庁：ROSSTAT、MEDT、MNR、MEI）
- ・ JI プロジェクト承認手続：
 - 手続案が策定されているが、省庁承認待ちである。
 - JI 手続事項は、3 月 16 日の閣議議事項目である。
- ・ JI 市場におけるロシアの位置づけ
 - 潜在力は大きいですが、JI 規制に対する国レベルでの不確実性、炭素市場に関する企業の知見不足などの問題がある。
 - 状況は徐々に改善している。
- ・ JISC に対する期待：
 - 第 2 トラックにかかる不確実性の低減と、それに伴う ERU 価格の上昇。
 - 第 2 トラックプロジェクトを実施可能たらしめる最低限の制度を構築する（完璧でな

- くとも実用的な制度を即座に構築すべき)。
- 経験則に基づく改善を行っていけばよい。ホスト国との対話も重要である。

■Adriaan Korthuis 氏 (Climate Focus) 「JI に対するプロジェクト開発者の見解」

- ・ プロジェクト開発者の望むポイント：
明快且つ共通の規則・手続／簡易性／明確性
- ・ Early Mover プロジェクト：
 - 中欧・東欧（特にブルガリア及びルーマニア）における、再生可能エネルギー・エネルギー効率改善・LFG・炭鉱メタンのプロジェクト
 - ロシア及びウクライナで新たにプロジェクトが開発されている。中欧での新プロジェクトは EU ETS の二重カウント指令の影響でほとんど開発されていない。
 - Early Mover プロジェクト数：99（Risø による）
 - 有効化審査（仮有効化審査含む）を受け、ホスト国承認を得ているプロジェクトが大半である。
 - ほとんどのホスト国が第 1 トラックになるであろう。
- ・ 明快且つ共通の規則・手続
 - 第 1 トラックと第 2 トラックを調和させる
 - 明快なフォーマット類を整備する
 - 頻繁な規則の改定は避ける
- ・ 簡易性
 - 環境十全性の維持に簡易性は必要（JI が複雑すぎるシステムになれば、市場や政府は排出量取引を用いるようになる）。
 - ベースラインよりも排出量が低ければ「追加性あり」の定義を再度確認すべき。
 - ベンチマークベースライン及び分野別ベースラインの利用。
- ・ JISC への提案：
 - 新プロジェクトを主対象とする。
 - 第 1 トラックと第 2 トラックの調和（第 1 トラックのベースラインを適用させる）
 - 分野別ベースラインの提案を各国から募る
 - ベースラインよりも排出量が少なければ「追加性あり」と証明されることとする。
 - CDM 方法論の利用を許す→早期に開始できる。

■Georgiy Geletukha 博士 (SEC (Scientific Engineering Center) “Biomass”)

「ウクライナでの JI プロジェクトの開発における SEC “Biomass” の経験」

- ・ SEC “Biomass” の紹介
 - 1998 年設立の民間コンサル・工事会社（職員 20 名（うち博士号取得者 5 名））
 - バイオマス起源のものを含むエネルギー生産分野における質の高いコンサル業務を提供
 - ほかに、事業性調査の準備、商用エネルギー生産設備の選定、研究開発設計など
 - JI プロジェクトのコンサル業務行う（実績：22 の PIN、PDD 5 本、事業性調査 8 件）
- ・ ウクライナの JI 手続（2006 年 2 月 22 日の政令で承認された）
 - 受諾状 (LoE) 及び承認状 (LoA) を得た後、環境保護省 (MEP) に JI プロジェクトの要件を満たすことを裏付ける根拠を提示する。
 - MEP は 1 ヶ月間で裏付け根拠をチェックし、肯定的な検討結果の場合に LoE が発行される。LoE に基づき、特定要件を満たした JI プロジェクトが開発され、その書類を MEP に提出して JI 基準に照らした審査を通れば、LoA が発行される。

- JI プロジェクトは ERU の記録保存のために、MEP に登録される。
- ・ ウクライナの JI プロジェクト例の紹介：ひまわり残渣の蒸気・電力利用、地域暖房システムの改善、埋立処分場のメタン回収
 - 石炭産業における JI プロジェクトとしての潜在力
- ・ ウクライナにおける JI プロジェクト開発の課題：
 - 政府承認の遅滞、JI に関する情報不足、プロジェクト開発者の準備不足、ERU 買い手からの要求
- ・ ウクライナでは天然ガス価格が急騰→省エネプロジェクト実施の誘因となりうる
- ・ SEC “Biomass”は、ウクライナ発 JI プロジェクトの ERU を国際排出量市場に後押しする意向である。

■Egbert Liese 氏（欧州復興開発銀行（EBRD））

「欧州復興開発銀行（EBRD）の炭素ファイナンス～政府間機関の見解」

- ・ 炭素市場における EBRD の役割
 - 炭素クレジットの売却に基づくプロジェクトへの資金投下
 - 市場の開発（プロジェクト準備にかかる供出資金の有効活用、政府との政策的対話）
 - 買い手口座への移転のための炭素クレジットの仲介購入
- ・ EBRD の準備段階 JI プロジェクト
 - ブルガリア（6 件、430 万 CO₂t）、ルーマニア（7 件、440 万 CO₂t）、ウクライナ（6 件、530 万 CO₂t）、ロシア（6 件、700 万 CO₂t、潜在力大）
 - エネルギー効率改善に大きな潜在力（エネルギー会計プログラムの導入など）
- ・ 市場・価格
 - 価格は需要と供給によって決定される→価格が上がるとプロジェクト数も増加する
 - CER の価格：2005 年初頭は 4 ユーロ、2005 年末は 9 ユーロ
 - JI の制約要因：EU ETS 連結指令、ホスト国（ロシア、ウクライナ）の承認手続、JISC によるルール・ガイドラインの未策定
 - 低い競争力と低廉価格
- ・ JI 市場の改善：迅速性、確実性、簡易・標準的な手続（国別排出係数や分野別ベースライン）
- ・ 小規模 JI プロジェクト：困難

■伊藤雄介氏（日本カーボンファイナンス（JCF））

「JI プロジェクトの制度的枠組に関する問題及び要望」

JCF の紹介：炭素クレジットの購入が主目的。資金総額は約 1.4 億米ドル。

- ・ JCF が JI の排出削減クレジット購入契約を締結していない理由：
 - 資金／個別リスク／EU ETS との重複／クレジット価格
- ・ 要望：
 - 資金：ホスト国が JI プロジェクト向けの資金プログラムを構築する
 - 個別リスク：ホスト国が適格性要件を満たす
 - EU ETS との重複：JI プロジェクトが将来の EU ETS 排出量キャップ制に悪影響を与えないことをホスト国が確認する
 - クレジット価格：諸問題を解決した上で CDM との価格比較を可能とする

➤ EU ETS と JI とが共存できないと思われるようだが、EU 加盟国間で共通法制の下、環境保全のために行おうとしている。

- JISC は優先分野に絞りこんだ業務に集中するべきであろう。ホスト国の国家ガイドラインと JISC の策定する規定が抵触しないように注意するべきである。
- CDM EB の経験を活かし、ベースラインとプロジェクトのシナリオが異なれば追加性を認めるという簡略性も考慮すべきである。
- 京都議定書が採択されてから現在まで、相当長い時間待たされ、その間に着手された Early Movers（早期開始プロジェクト）の取り扱いには、配慮すべきである。

5-4. パネルディスカッション「早期開始プロジェクトに関して」

■Peter H. Pedersen 氏（デンマーク環境保護庁 気候変動部）

- ・ 「早期開始（Early mover）プロジェクト」の定義：
 - 既に determination が完了している（その determination は、CDM EB の規定に則って行われたものであることが必要）
 - JISC がルール・制度を策定して 6 ヶ月以内に決定（determination）報告（案）を準備する
- ・ 対処・対策：
 - 「早期開始」プロジェクトを UNFCCC ウェブサイトで公開することは不可能→関係締約国のウェブサイトで公開→プロジェクト関連文書は UNFCCC ウェブサイトで早急に公開できるようにすべき。
 - JISC はすべてのプロジェクト実施者がその早期開始プロジェクトの文書を早急に UNFCCC 事務局に転送するよう要請すべき。
 - すでに決定を受けた後で策定された JISC のガイドラインに従っていなかったとしても、JI プロジェクトとして登録できるとすべき。
- ・ 早期開始プロジェクトの取扱いに関するガイダンス案を作成した。→JISC 議長に手渡し。

■Daniel van der Weerd 氏（SenterNovem）

- ・ Early Movers については、それによる環境十全性（environmental integrity）を確保するために、新たな基準や新たな validation の方法も検討すべき。
- ・ マラケシュ合意と実際のプロジェクトサイクルとをつき合わせての再検討を行い、マラケシュ合意を再解釈すべき。
- ・ Early Movers プロジェクトも新規プロジェクトについても、実践的な手続（新 PDD も含む）を適用すべきである。

■Adriaan Korthuis 氏（Climate Focus）

- ・ ホスト国が第 1 トラックであるなら、早期開始プロジェクトには何も問題がない。
- ・ 第 2 トラックとなった場合に問題が生じるが、そのための対処方法を早急に JISC が決定してもらいたい。

■Paul Softe 氏（EcoSecurities）

- ・ Early Movers が先駆者的犠牲を伴っていることを考慮して、文書類や関連手続を決定すべきである。
- ・ CDM DOE はすでにハイレベルな審査能力を有していると認められているので、それが行った determination も認めるべき。

■Milya Dimitrova 氏（ブルガリア環境水省）

- ・ ブルガリアは、JI に非常に積極的であり、プロジェクトの承認や MOU の締結などの実績に加え、国内手続も整備している。
- ・ 手続などが Early Mover プロジェクトに対してどのように適用されるのかが大問題である。
- ・ JI プロジェクトは、すでに開始されているものも新規のものも、どちらも環境十全性を確保し、温室効果ガスの削減を目的にするという共通の目的を有しており、また市場を刺激し、市場に影響を与えることが重要である。

■Einar Telnes 氏（DNV）

- ・ マラケシュ合意の文章（文言）とその意図にしたがうべき。
- ・ CDM DOE は、CDM の認定手続における専門部門の能力（competence）・知見を有しているため、JI の同部門についての認定を付与すべき。また、Early Movers に対して行った determination も、その大半のプロジェクトについて行われているという事情も考慮して、認めるべき。

■Johannes Heister 氏（世界銀行）

- ・ Early Movers プロジェクトについての関心事は、どのようにしてクレジットを獲得できるのかということである。文書類を作成することが重要なのではない。
- ・ CDM DOE の AIE 認定は、簡易な手続を適用すべき。

■Ira Braginets 氏（ロシア国家炭素隔離財団（NCSF））

- ・ Early Movers 用の手続がまだ作成されていないので、早く策定されるべき。確実性を高めるためにも、Early Movers の取り扱い手続の作成が重要である。

- 環境的下落があるとは思えないが、Early Movers に対する政治的矮小化は望ましい。
- Early Movers プロジェクトには、特別な様式（共通様式の修正）が必要である。
- Early Movers プロジェクトとその成果としての ERU の高品質性を確保することが重要である。JI を通じたホットエアーの取引となってはいけない。
- プロジェクト実施者やクレジット購入者などに対する Early Movers の信頼性が重要である。
- 計測可能な ERU 実際量（信用度の高さも含む）には、妥協は許されない。

閉会

■Daniela Stoycheva 氏（JISC 議長）

このワークショップは、非常に有意義であり、様々な意見や見解に触れることができた。今後（閉会直後に開催する JISC も含めて）の JISC において、JISC 委員はさらなる議論を行っていく。AIE の認定は、JISC でも優先的に決定すべき事項として挙げられていて、これに関するコメントに感謝するとともに、今後は認定パネル（AP）の専門家ロスターなどについて集中的に検討する。また、小規模プロジェクトについても検討する予定である。Early Mover プロジェクトについても、多くのコメント・意見をいただいて、参考にして JISC で検討していく。

以上

（文責：元田智也（地球環境センター）／森實順子（海外環境協力センター））

UNFCCC Technical Workshop on Joint Implementation

9 - 10 March 2006
Hilton Bonn (Germany)

Agenda

Day1: March 9, 2006

8:30 - 9:00 REGISTRATION

9:00 - 9:30 OPENING AND WELCOME

- Mr. Janos Pasztor (*Officer-in-Charge - Project-Based Mechanisms Programme, UNFCCC Secretariat*)

- Ms. Daniela Stoycheva (*Chair of the Joint Implementation Supervisory Committee*)

9:30 - 10:30 Session 1 OVERVIEW OF JOINT IMPLEMENTATION (JI)

Joint Implementation after COP/MOP 1

- Mr. Motoharu Yamazaki (*UNFCCC Secretariat*)

Issues relating to eligibility

- Mr. Andrew Howard (*UNFCCC Secretariat*)

Discussion

10:30 - 11:00 *Coffee break*

11:00 - 12:00 Session 2 JOINT IMPLEMENTATION SUPERVISORY COMMITTEE (JISC)

Introduction of JISC members and alternate members

The JISC from COP/MOP 1 to COP/MOP 2: Work programme and major issues

- Ms. Daniela Stoycheva (*Chair of the JISC*)

Work completed by the JISC- Mr. Shailendra Kumar Joshi (*Vice-Chair of the JISC*)

Discussion

12:00 - 12:30 Session 3 LESSONS FROM THE CDM

Overview of the CDM process - lessons for JI - Mr. Xuedu Lu (*CDM Executive Board*)

Discussion

12:30 - 14:00 *Lunch*

14:00 - 18:30 Session 4 MOVING FORWARD

14:00 - 15:00 Session 4.1 Accreditation

JISC work regarding accreditation of Independent Entities under JI- Mr. Georg Børsting (*JISC*)
Entities' perspectives

- Mr. Einar Telnes (*Det Norske Veritas*)

- Mr. Michael Rumberg (*TÜV Süd*)

- Mr. Itaru Watanabe (*Japan Quality Assurance Organization*)

Discussion

15:00 - 16:00 Session 4.2 Criteria for baseline setting and monitoring

JISC work regarding criteria for baseline setting and monitoring- Mr. Olle Björk (*JISC*)

Case study: Dealing with methodological matters in JI- *Mr. Zolt Lengyel (SenterNovem)*

Case study: Sectoral approaches

- *Ms. Bettina Wittneben (Wuppertal Institute for Climate, Environment and Energy)*

Discussion

16:00 - 16:30 *Coffee break*

16:30 - 17:30 Session 4.3 Small-scale projects

JISC work on small-scale JI projects- *Ms. Fatou Ndeye Gaye / Mr. Evgeny Sokolov (JISC)*

Practical experience with small-scale projects

- *Mr. Johannes Heister (World Bank)*

- *Mr. Paul Soffe (EcoSecurities)*

Discussion

17:30 - 18:30 Session 4.4 LULUCF

JISC work on LULUCF- *Mr. Vlad Trusca (JISC)*

LULUCF projects under CDM: experience to date- *Mr. Timothy Pearson (Winrock International)*

Potential for LULUCF projects under JI

- *Mr. Zoltán Somogyi (EC Institute for Environment and Sustainability)*

Discussion

18:30 *End of day one*

Day 2: March 10, 2006

8:30 - 14:15 Session 5 PREPARATORY WORK ON JI

8:30 - 9:00 Session 5.1 Overview of early mover projects and impacts of EU-ETS

- *Mr. Jorund Buen (Point Carbon)*

9:00 - 10:30 Session 5.2 Parties' perspectives

- *Ms. Jeanne Marie Huddleston (Canada's Clean Development Mechanism and Joint Implementation Office)*

- *Ms. Milya Dimitrova (Bulgarian Ministry of Environment and Water)*

- *Mr. Morten Pedersen (Danish Environmental Protection Agency)*

- *Mr. Pavel Zamyslicky (Czech Ministry of Environment)*

- *Ms. Alexandra Amerstorfer (Kommunalkredit Public Consulting -The Austrian JI/CDM Programme)*

Discussion

10:30 - 11:00 *Coffee break*

11:00 - 12:30 Session 5.3 Private sector's and IGOs' perspectives

- *Ms. Ira Braginets (National Carbon Sequestration Foundation)*

- *Mr. Adriaan Korthuis (Climate Focus)*

- *Mr. Georgiy Geletukha (SEC "Biomass")*

- *Mr. Egbert Liese (EBRD)*

- *Mr. Yusuke Ito (Japan Carbon Finance)*

Discussion

12:30 - 14:00 Session 5.4 Early mover projects - key issues

Panel discussion

- *Ms. Ira Braginets (National Carbon Sequestration Foundation)*

- Ms. Milya Dimitrova (Bulgarian Ministry of Environment and Water)
 - Mr. Johannes Heister (World Bank)
 - Mr. Adriaan Korthuis (Climate Focus)
 - Mr. Peter H. Pedersen (Danish Environmental Protection Agency)
 - Mr. Einar Telnes (DNV)
 - Mr. Paul Soffe (EcoSecurities)
 - Mr. Daniel van der Weerd (SenterNovem)
- Discussion*

14:00 - 14:15 SUMMARY AND CONCLUSIONS

- Ms. Daniela Stoycheva (Chair of the JISC)
- Mr. Janos Pasztor (Officer-in-Charge - Project-Based Mechanisms Programme, UNFCCC Secretariat)

14:15 End of workshop

JI 監督委員会(JISC)構成委員

地域	委員	国名	所属機関
附属書 I 国	Mr. Olle Björk	スウェーデン	持続可能発展省 (Deputy Director, Ministry of Sustainable Development)
附属書 I 国	Mr. Gerog Børsting*	ノルウェー	環境省 (Senior Adviser, Department for International Cooperation, Climate and Polar Affairs, Ministry of Environment)
非附属書 I 国	Mr. Jaime Bravo	チリ	国家エネルギー委員会 (Comisión Nacional de Energía)
非附属書 I 国	Ms. Fatou Ndeye Gaye*	ガンビア	国家気候委員会 (Member of National Climate Committee, Department of Livestock Services)
附属書 I 国	Mr. Maurits Blanson Henkemans*	オランダ	経済省 (Manager JI and Emission Trading Program, Directorate General for Competition and Energy, Ministry of Economic Affairs)
非附属書 I 国	Mr. Shailendra Kumar Joshi	インド	環境森林省 (Joint Secretary, Ministry of Environment and Forests)
非附属書 I 国 小島嶼国地域	Mr. Derrick Oderson	バルバドス	
附属書 I 国 経済移行諸国	Mr. Oleg Pluzhnikov	ロシア連邦	経済開発貿易省 (Head of Division, Ministry of Economic Development and Trade)
附属書 I 国 経済移行諸国	Ms. Daniela Stoycheva*	ブルガリア	環境水省 (Head of Climate Change Policy Department Strategy, Accession Programme and Projects Directorate, Ministry of Environment and Water)
附属書 I 国 経済移行諸国	Mr. Vlad Trusca*	ルーマニア	環境水管理省 (Assistant Advisor Climate Change Department, Ministry of the Environment and Water Management)
地域	代理委員	国名	所属機関
附属書 I 国	Mr. Franz-Josef Schaffhausen	ドイツ	連邦環境省 (Head of Division, National Climate Change Programme, Environment and Energy, Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety)
附属書 I 国	Mr. Darren Goetze*	カナダ	環境省 (Senior Advisor, Global Climate Affairs, Environment Canada)

非附属書 I 国	Mr. Marcos Castro Rodriguez	エクアドル	環境省 (Director, Oficina de Promoción del Mecanismo de Desarrollo Limpio MDL, Ministerio del Ambiente)
非附属書 I 国	Mr. Vincent Kasulu Seya Makonga*	コンゴ共和国	環境自然保全森林省 (Directeur de développement durable, Ministère de l'environnement, conservation de la nature, eaux et forêts)
附属書 I 国	Mr. Hiroki Kudo (工藤拓毅氏) *	日本	日本エネルギー経済研究所地球環境ユニット ユニット総括 地球温暖化政策グループマネジャー
非附属書 I 国	Mr. Maosheng Duan	中国	清華大学 (Energy, Environment and Economy Institute (3E), Tsinghua University - Energy, Environment and Economy Institute)
非附属書 I 国 小島嶼国地域	Ms. Yumiko Crisostomo	マーシャル諸島	Director, Office of Environmental Planning and Policy Coordination (OEPPC)
附属書 I 国 経済移行国	Mr. Evgeny Sokolov	ロシア連邦	国家炭素隔離基金 (Expert, National Carbon Sequestration Foundation)
附属書 I 国 経済移行国	Ms. Astrida Celmina*	ラトビア共和国	環境省 (Head of Unit, Pilot Projects Implementation Division, Climate and Renewable Energy Department, Ministry of Environment)
附属書 I 国 経済移行国	Mr. Matej Gasperic*	スロベニア	環境空間計画省 (Ministry of the Environment and Spatial Planning)

① *印の委員は、任期3年。その他の委員は2年。

② COP11 及び COP/MOP1 の参加者リスト (List of Participants) をもとに作成。FCCC/CP/2005/INF.2 (Part 1)&FCCC/CP/2005/INF.2 (Part 2)を参照。